

少子高齢化社会の進展と今後の経済成長を支える金融ビジネスのあり方

金融調査研究会[※]

I 少子高齢化社会の実態と経済への影響

1. 進行する少子高齢化と人口減少

2013年のわが国の総人口は約1億2,700万人であるが、そのうち65歳以上人口の割合は25.1%であり、4人に1人が高齢者となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計）によると、65歳以上人口の割合を示す高齢化率は今後も上昇を続け、2024年には30%を超え、2060年には39.9%に達する見込みである。

このような少子高齢化による人口構造の変化に加え、近年では人口減少という問題も生じており、今後の経済への影響が懸念されている。わが国の総人口は2008年の1億2,809万人でピークに達した後に減少局面に入っており、今後は、2048年には1億人を下回り、その後も減少し続ける見込みとなっている。15歳から64歳までの生産年齢人口については、すでに1995年の8,716万人をピークに減少に転じており、2013年には7,901万人となっている。生産年齢人口は今後も減少を続け、2027年には7,000万人を割り、2050年には約5,000万人になる見込みとなっている。

生産年齢人口の減少や総人口の減少は、恒常的な人手不足や後継者不足、国内需要の縮小をもたらす、経済成長の制約となる可能性がある。

2. デフレからの脱却と持続的な経済成長に向けた取組み

2012年12月の第二次安倍政権発足以降、政府は「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢（いわゆるアベノミクス）を推進した結果、わが国経済は力強さを取り戻しつつあり、長らく続いたデフレからの脱却の出口が見え始めている。

一方、「日本再興戦略」改訂2014では、「少子高齢化による人口減少社会への突入という日本の経済社会が抱える大きな挑戦を前に、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはそう容易なことではない」との見解が示されている。

※ 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年2月に全国銀行協会内に設置された研究機関であり、本研究会の提言は、全国銀行協会の意見を表明するものではない。

このような状況下、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、望ましい未来像に向けた道筋として、「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持する」ことおよび「経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出す」ことが掲げられている¹。

日本創成会議の推計では、わが国の総人口が1億人弱の水準で安定するには、2025年に合計特殊出生率1.8が実現し、さらに2035年に2.1にまで高める必要があるとされており²、上述の1億人程度の水準は2013年の合計特殊出生率1.43からすると、相当に意欲的な目標となっている。

こうした人口の目標を達成するためには、東京への人口の一極集中に歯止めをかける必要があり、そのためには地域経済の活性化が必要とされている。

また、生産性の向上については、米国と比してわが国のサービス産業の労働生産性の低さが指摘されているところであり、サービス産業を中心に底上げを図ることが求められている³。

更に、わが国の金融機関を取り巻く環境としては、企業のアジアを中心とする海外進出の一層の活発化が見込まれる等の変化が想定され、これらの変化が預金動向や国内の貸出需要にも大きな変動を及ぼすおそれもある。また、競争面でも、異業種からの銀行業への参入や、通貨に類似したサービスの登場、ICT化の進展等による新たな金融サービス・手段の出現など今後とも様々な環境変化が起こり得るものと考えられる。

このように、少子高齢化が進展するとともに、金融機関を取り巻く環境が絶えず変化する中で、金融機関には顧客のニーズに対応し、顧客に評価される革新的な商品・サービスやタイムリーな情報提供を常に追求することにより、引き続き、顧客から預かった資産を、世界や日本の経済、産業の成長に資するよう運用していく機能を果たし、わが国経済の持続的成長を支えることが期待されている。

本研究会では、銀行が果たすべき役割を検討するに当たり必要となる視点に関し、改めて整理の上、提言を行う。

1 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies_01.pdf

2 日本創成会議・人口減少問題検討分科会提言「成長を続ける 21 世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』」 <http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>

3 内閣府「サービス産業の生産性」、経済財政諮問会議 専門調査会「選択する未来」委員会成長・発展ワーキング・グループ第3回資料 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/wg1/0418/shiryu_01.pdf

II 提言

1. わが国企業・産業の成長を支える取組み

- ◇ 金融機関は、少子高齢化が進展する中で創業・成長・発展する企業・産業の育成を支援するとともに、事業再生や再チャレンジの環境整備・取組みの推進による転廃業支援を通じて産業の新陳代謝、適切な資源配分の実現を推進、下支えするべきである。
- ◇ 金融機関は、中小企業の主体的な成長に向けた取組みに明示的にコミットすることで、当該企業へ財務的な安心感を付すことにより成長戦略を描きやすい土壌を醸成し、企業の主体的な成長に向けた取組みを支援するべきである。
- ◇ 金融機関は、国内人口減少による需要を補完すべく、他の機関との連携等により、企業の海外展開や海外需要の取り込みのサポートをより一層強化するべきである。

少子高齢化の進展による人口減少が進むなかでわが国経済の成長力を高めるためには、例えば、2016年を目途に電力の小売自由化が予定されているエネルギー産業や、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し国民生活を便利にするとされている⁴ICT（情報通信技術）、再生医療に代表される先端医療など、今後成長する可能性がある分野に対する適切な資源配分が必要である。そして、このような最適な資源配分を実現するためには、生産性が低く成長力が乏しい企業に対しては適切な転廃業のサポートが講じられることで、その結果として、産業の新陳代謝が促進されることも必要であると考えられる。

特に、デフレ脱却後は、持続的な経済成長を図るためにも、成長の余地が乏しい企業に経営資源を張り付けたままにするのではなく、今後の成長につながるよう企業の取組みを支援するためにも、より一層、事業再生や再チャレンジの環境整備・取組みを推進し、産業の新陳代謝を進めるべきである⁵。

この点、既に金融界では取組みを進めている。2014年11月に、全国銀行協会が、これまでの「中小企業者等に対する金融の円滑化に向けた行動指針」を、「中小企業等に対する積極的な金融仲介機能の発揮に向けた行動指針」に改定したことは象徴的である。改定された行動指針の中では、事業再生・業種転換・事業承継による事業改善等について、コンサルティング機能を発揮しつつ、円滑な金融仲介の機能を発揮していくこととしている。また、2014年2月には「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたが、このガイドラインに沿って

4 総務省 ICT 成長戦略会議 WEB サイト http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ict_seichou/

5 同様の点は、第3回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議の坂根産業競争力会議フォローアップ分科会（新陳代謝）主査提出資料 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/bunka/shinchintaisha/dai1/siryou4.pdf> において指摘されている。

債務保証を整理する事例も出てきており、同年6月および12月に金融庁が実際の事例を公表したところである。さらに、地域経済活性化支援機構が2014年10月に開始した「特定支援業務」を活用することで、事業者の債務整理を行うと同時に、経営者の保証債務の整理を進めることも可能になるなど、いくつかの制度整備が進んでいる。たしかにリーマンショック以降、中小企業金融円滑化法を踏まえた金融機関による対応もあり、2009年以降企業倒産件数は減少し、その後の景気回復も相まって、2014年の倒産件数は24年ぶりの低水準であった。金融の本質が期限の利益であり、時間を貸すということに他ならないことを踏まえると、金融機関の対応を促しデフレ脱却といったマクロ経済環境の好転までの時間を与える一助になったという意味で、中小企業金融円滑化法は有効な政策であったとの見方がある⁶。そして、現在、金融界は、そのような金融円滑化の取組みを通じて培った精神を受け継ぎつつも、金融機関のより一層の役割発揮を通じた、「事業再生や再チャレンジ」、「創業・成長・発展」に向けた支援を通じ、日本のこれからの経済成長に向けた新しいステップとして、産業、企業の新陳代謝を図る取組みを開始している。

更に、このような取組みにおいて、金融機関に期待される重要な役割は、様々なライフステージにある顧客の事業内容や成長可能性等を適切に評価したうえで、財務面だけでなくソリューションを通じ、顧客の主體的な取組みを支援していくことである。

例えば、企業の育成に当たっては、金融機関が資金供給において担える役割は大きい。しかし、創業期の企業の中には、過去からの積み上げも乏しく、例えば、不動産といった伝統的な担保を十分に有していない企業も多い。そのような企業への成長資金の供給に当たって、すでに金融機関は企業育成ファンドへの出資等を通じて事業立ち上げ時の資金需要への対応に取り組んでいるが、融資の現場の行員が担当企業のビジネスの内容に一層精通するとともに、様々な機会をとらえて当該企業の事業性を理解する等、その企業および産業の成長性を見極めることで、財務情報等の定量的な情報による判断のみに頼らずに金融機関本体でもこれまで以上にリスクを取り込むことも可能となる。

更に、このような金融機関の情報生産能力の深化の他、すでに地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の一環として取組みが行われている目利き能力を活かしたコンサルティングや販路拡大等のためのビジネス交流会の開催等の資金面の支援にとどまらないきめ細かいサポートを一層推進することによって、当該企業のバリューチェーン拡大につながる提案も可能となるだろう。

次に、成長を目指す、あるいは続けようという中小企業にとってニーズが最も高い金融サー

6 清水（2013a）

ビスは、安定的な資金供給である⁷。かつてはいわゆる「メインバンク」が大企業を中心として、安定的な貸出を行うことで、企業にとって実質的な劣後性を有する資本性資金を提供し、企業の成長にコミットした。

この点を踏まえると、中小企業のニーズに応えるには、安定的な貸出を行うことが求められるが、そのためには、同様に、資本性資金の供給や安定的な資金提供を実現するための枠組みや手法が必要と考えられる。安定した資金供給に関するコミットを得た企業は資金面での安心が得られるため、成長に向けた主体的な戦略策定や積極的な投資を行いやすくなる。このように金融機関の行動が、企業の期待に働きかけることで当該企業の成長を促進させることも可能であろう。手法の一例としては、コミットメント・ライン等のサービスを提供⁸することが考えられる。その提供にあたっては、その設定可否や条件審査に必要な成長企業を見いだすための行員の目利き能力の向上や組織的なノウハウ蓄積への取組みがあわせて必要となろう。また、枠組みの一例としては、目利き能力確保・向上の仕組みとして、地域経済活性化支援機構が2015年1月に開始を公表した「地域金融機関向け短期トレーニー制度」を利用し、銀行界全体として目利き人材を育成することが考えられる。

その一方、かつての資金供給のシステムでは、実質的に業績不振や財務悪化に陥った企業に資本性資金の供給を継続するケース等、銀行のバランスシートに過度にリスクが集中することで、バブルが崩壊した後には実体経済への深刻な影響を与えたことも事実である。この点、政府が2014年11月に公表した「成長資金の供給促進に関する検討会 中間取りまとめ」において、わが国はデフレ脱却の途上にあるとともに、デフレ下の民間部門のリスクテイクマインドが低下してしまった状況にあり、当分は、官が民間を補完するとともに、様々な資金供給者が相互補完しながら、各プレイヤーの協働による資金供給システムを確立することが基本と指摘されている。銀行は、政府系金融機関やベンチャーキャピタル等の様々なプレイヤーと協働することで、成長のための資金供給ニーズに応えることが期待される。

上記に加えて、人口減少社会に直面し、国内需要が減少していくわが国経済の持続的な成長のためには、成長する可能性の高い企業・産業の育成とともに、海外需要の取り込みが考えられる。海外に目を向けると、近年のアジア市場の拡大は目覚ましく、ASEAN+日中韓+インドのアジアの個人消費額は、2020年にはEUを抜いて米国に並ぶまでに拡大する見込みである⁹。特に世界人口の約5割を占めるアジア諸国の経済発展による中間層・富裕層の拡大は、高

7 東京商工会議所「中小企業金融に関するアンケート調査結果」<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=21510>

8 中小企業へのコミットメント・ラインの適用対象を提供するためには特定融資枠契約に関する法律(第2条において、対象を会社法上の大会社、資本金3億円超の株式会社に限定)の改正による適用対象の拡大が必要となるが、その検討に当たっては借り手保護の観点も踏まえ慎重な検討が必要である。

9 経済産業省通商政策局企画調査室「通商白書2010年度版」<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2010/2010honbun/html/i2310000.html>

品質・高価格な商品の需要を増加させるものであり、わが国が誇る高品質な農林水産物、工業製品、医療サービス、観光産業等にとって、地理的な利点を活かして市場を拡大させる好機となり得る。

こうした海外需要を取り込むためには企業の海外進出や現地における販路拡大のための支援が必要となる。特に中小企業は大企業に比べて資金や人材のリソースに制約があるため、包括的なサポートが求められる。

金融機関は、これまでも現地での異業種交流会、提携先金融機関による現地通貨での融資や法律、税制に関する現地情報の提供等、海外への進出が円滑に進むようサポートを行ってきている。

しかし、地域金融機関は、海外展開を行っていない、あるいは海外拠点数が少ないため、単独でのサポートが困難なケースもあり、多くの地域金融機関では現地の銀行や国際協力銀行等との提携・連携を通じて海外進出のサポートに取り組んでいる。さらに、一部地域金融機関で海外拠点の相互利用等の経営資源やノウハウを活用する取組みが始まっている¹⁰が、今後、様々な切り口の金融機関間の連携が広がり、従来のタテ（企業と金融機関）の連携からヨコ（金融機関と金融機関）の連携へと広がることで、サポートを必要とする企業への情報提供がより高度化・深化し、中小企業の海外進出が進む可能性がある。

今後、益々増大する企業の海外進出ニーズに応えるためにも他機関との連携強化も含め、引き続きサポート体制の充実を図ることが求められる。

2.地域経済の活性化に資する取組み

- ◇ 金融機関は、地域の特色を活かした企業・産業の育成を支援する等により、地域経済の活性化に取り組むべきである。
- ◇ 金融機関は、地域経済の将来を見据えて積極的に「まちづくり」に関与するべきである。
- ◇ 具体的なファイナンススキームの一つとして、PFIが地域の民間活力を利用した活性化に資するとの利点をこれまで以上に地方公共団体に伝えることで、PFIをより一層推進すべきである。

I では、持続的な経済発展を可能とするためには、将来において人口の維持が不可欠であり、そのためには、地域経済の活性化が必要であることを述べた。

地域経済の活性化のためには、上記「1.」で述べた成長する企業・産業の育成等が必要と

10 例えば、TSUBASA（翼）プロジェクト参加行（千葉、東邦、第四、北國、中国、伊予）による「市場・国際業務の連携強化に関する協定書」の締結がある。http://www.tohobank.co.jp/news/20140918_003301.html

なるが、競争力の高い地域産業の育成には、その地域の特色や強みを活かすことが考えられる。

例えば、日本の豊かな自然や独自の文化といった優れた観光資源を活かすことは地域経済活性化の1つの方法となり得る。2014年の訪日外国人数は過去最高の1,341万人超となったが2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後、世界からの観光客がさらに増加することが見込まれる。また、外国人観光客の1人当たり消費額は15万円超¹¹と、日本人の国内観光宿泊旅行における1人当たりの消費額(約5万4,000円)¹²の2倍以上であり、地域経済への外国人観光客の取り込みによる経済効果は大きいと予想される。現在、外国人観光客は、首都圏および東京、富士山、大阪、京都のゴールデンルートに集中している¹³が、地域経済活性化の観点からは、今後、いかにその他の地域へ誘導できるかが課題となる。

ある地方銀行の例では、自らが旗振り役となり、県庁を核とした観光研究会を立ち上げ、鉄道、船等地域交通会社、旅行・宿泊業者、観光物産業者、農業・製造業者、商店街等の地元企業・団体を巻き込み、当該地域の観光における課題抽出および解決を図る試みを実施し、同研究会が国内旅行者への対応のみならず、訪日外国人旅行者への対応として、スマートフォンアプリにおける多言語・多音声の対応、コンテンツの利用のしやすさ、ビジュアルによる親しみやすさを追求する試みを提案している¹⁴。

このように、地域を国際競争力の高い魅力ある観光地にするためには、地域全体で自然や街並み、景観といった観光資源の価値向上に取り組む必要がある。地域金融機関にはこれまでに蓄積した地域に関する情報を活用し、魅力的な観光地域づくりのコーディネートもしくはそのための情報提供が期待される。

地域金融機関がこうした力を発揮することで、地域経済が再活性化し、期待される金融仲介機能を発揮できる素地が整うことになる。

また、外国人観光客の利便性を向上させ、観光地に呼び込むための後押しとしてすでに一部金融機関で海外発行クレジットカードやキャッシュカードに対応したATMの設置を進め、今後もその拡大が想定されているが、その他の金融サービスとしては、複数の外貨に対応する両替機の設置・普及等も考えられる。

2014年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では地方公共団体に対して各地域の強み・弱み等特性に即した地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」の策定を求めており、その策定に当たっては、地域金融機関等の知見等を積極的に活用することが言及さ

11 観光庁「訪日外国人消費動向調査2014年年間値(速報)」<http://www.mlit.go.jp/common/001066481.pdf>

12 観光庁「旅行・観光消費動向調査」(2013年1月～12月)<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shouhidoukou.html>

13 久保観光庁長官会見(2014年11月21日)http://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000474.html

14 富士通総研「“Another Aspect”(2)地域社会におけるコーディネーター役を務めた金融機関の取り組み」<http://www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/opinion/201402/2014-2-4.html>

れている。

「まち」の創生については、今後、人口減少下でも持続可能な地域づくりのために、必要な機能を中心市街地に集約させるコンパクトシティの構築等の取り組みの検討が進められる可能性がある。「まち」の創生による中心市街地の活性化は、「しごと」と「ひと」の創生の好循環を支え、地方経済の再活性化にもつながるものであり、今後も当該地域に根ざした経営を行う地域金融機関が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で言及されているとおり、その「知見」を活かして「まち」の創生に積極的に関与することが望まれる。

また、自治体の財政状況が厳しいなかで、インフラを再整備し、「まち」の創生を進めるに当たっては、財政負担が障害となる。そのため、自治体が公共財の再整備にPFIを積極的に活用し、民間からの資金調達を行うことで、効果的・効率的なインフラ整備・運営が可能となる場合もある。特に公共施設等運営権方式のPFIは民間にとっても新たな事業機会の創出につながる分野であり、地域の雇用維持・拡大等地域経済の活性化に資する効果が期待される。すでにPFIに取り組んでいる金融機関も多いが、わが国では多くのインフラが未だに公的な財源を用いて整備されている。その手法を広く普及させるとともに、地方公共団体に対して、PFIの利点をこれまで以上に積極的に伝えることが「まち」の創生を進めるに当たっては望ましい。

また、今後、アジアの諸外国でも水道や道路といった公共インフラ分野の整備等に関する金融ニーズの高まりが想定され、PFIへの取り組みのノウハウを蓄積することは、わが国金融機関にとってもさらなる成長機会を得るための好機となり得る。

3. 個人の生活の安心・安全・利便性を支える取組み

- ◇ 金融機関は、家計の活発な活動を支えるために、高齢者層および若年層の資産運用・資金ニーズに応える商品・サービスを一層充実させ、より多くの人が安心・安全に、そして、利便性を感じて暮らせる環境づくりをサポートするべきである。

1,600兆円を超えるわが国の個人金融資産のうち、6割強を60歳以上世帯が保有しており¹⁵、これら金融資産の活用は、家計の活発な活動を支えるために必要である。

今後、総人口の3分の1を超える高齢者層の金融サービスへのニーズはこれまで以上に多様化すると考えられ、金融機関にはセグメンテーションによるきめ細かいサービスが求められる。例えば、金融資産が十分にある富裕層からは資産運用や円滑な相続のための商品・サービスの提供が求められることもあろうし、退職後のキャッシュ・フローに不安がある層からは保有資産の活用等によるセカンドライフに必要な資金の確保が求められることもあろう。他方、若年

15 金融庁「平成27年度税制改正要望項目」<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9/01.pdf>

層からは将来の年金等の不安があるなか、長期の資産形成ニーズ等に対応した商品・サービスのより一層の提供が求められることもあろう。

現在、金融機関は、高齢者世代の金融資産を若い世代への移転を促進するために設けられた教育資金贈与の非課税制度に対応した商品を提供しているところであるが、平成27年度税制改正大綱において、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されたことから、引き続き、ニーズに応じて、制度に対応した商品の提供が望まれる。

また、20年間継続したデフレからの脱却後、預貯金に偏重した資産の目減りを回避するために投資商品への需要が高まる可能性がある。2014年にNISA（少額投資非課税制度）がスタートしたこともあり、金融機関は商品の充実に力を入れているところである。さらに、平成27年度税制改正大綱においては、若年層への投資のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援等を趣旨とした「ジュニアNISA」が創設されたほか、NISAの年間投資上限額の引き上げが措置されたところであり、今後とも家計の資産運用・資産形成ニーズに応える商品の一層の充実が求められる。

また、現在、銀行が行っている平日夜間や休日の資産運用セミナーや相談会は、若年層等が資産形成を始めるに当たっての一助となるものであり、今後とも実施店舗の拡大等が望まれるほか、目覚しい進展を見せるICTを活用することで、例えば、銀行の店舗に足を運ばずとも対面での相談を受けられるようなチャネルの登場なども期待される。

退職後のセカンドライフに必要な資金の柱は公的年金およびそれを補完する企業年金制度をはじめとする私的年金である。企業年金制度については、2015年1月に公表された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」において、個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大が盛り込まれる等、制度の見直しが盛り込まれたところであり、金融機関には引き続き年金加入者のニーズに合った運用商品および情報提供の充実が期待される。

また、私的年金のほかにセカンドライフに必要な資金を確保するため、リバース・モーゲージを利用することも考えられる。1999年に殖産銀行（現きらやか銀行）が民間として初めてリバース・モーゲージの取扱いを開始し¹⁶以降、これまでに一部の金融機関においてサービスが提供されているが、その商品性の向上・普及には中古住宅流通市場の機能向上が必要となる¹⁷。今後は、国を挙げて中古住宅流通促進に向けた整備や、公的部門による信用リスクの一部引き受け等が行われることにより、人口減少著しい地方都市でも利用可能な土壌が醸成される

16 小島（2013）

17 官民ラウンドテーブル「高齢化社会と金融サービス」作業部会 2013年5月報告書「高齢化社会に対応した金融サービスの向上にむけて」<http://www.fsa.go.jp/singi/kan-min/kaisai/20130513/02.pdf>

ことが期待される。さらに地方における中古住宅の流通を促進するためには、商業銀行における不動産業参入にかかる規制の緩和も一考に値する¹⁸。

4. 金融仲介機能の発揮に向けた新たな金融行政の定着と金融機関の不断の自己改革

- ◇ 監督当局には、金融モニタリング基本方針の監督・検査の現場へのより一層の浸透・定着により、統一的・安定的かつ予見可能性の高い金融行政を実現し、成長戦略の実行・実現に向け、より積極的な金融仲介機能の発揮を求められる金融機関がその役割を果たしやすくする環境整備を期待したい。
- ◇ 金融機関は金融環境の変化に対応し、金融危機対応から経済成長を支える体制の構築・高度化に向け、引き続き、不断の自己改革に取り組んでいくべきである。

2013年9月に金融庁から金融モニタリング基本方針が発表された。これは、金融機関は融資審査において事業性を重視すべきであることを謳うとともに、小口の資産査定については、金融機関の判断を尊重する姿勢を明確にしたものである。デフレ脱却が視野に入りつつある中で、金融危機対応から成長戦略に軸足を移す前向きな方針転換であり¹⁹、その考え方は2014年9月に公表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」（以下「新モニタリング方針」という。）においても継承されている。ここでは、従来の監督方針と前述の金融モニタリング基本方針が統合され、デフレ脱却に向けた動きを、より確かなものとしていくことが重要であり、経済成長に必要なリスクマネーが供給されることが期待されている。そして、金融機関がこれらに貢献し、金融機関自身の安定的な収益にもつながっていくような「好循環」の実現を目指す必要があるとされている。

現在、銀行貸出は足元増加を続けており、日銀短観によれば、銀行の貸出姿勢を表すDIは、既に金融危機前の水準を回復するなど、企業規模を問わず、金融環境は改善している状況にある²⁰。こうした金融機関の貸出増加はマネーサプライの増加につながり、デフレ脱却や政府の成長戦略の実行・実現に向けた鍵を握る役割の一翼を担っている。他方、現在、企業倒産は歴史的低水準にあり、信用コストは大きく低下している。もちろん潜在的リスクは否定し得ないが、この事実だけを見れば、わが国金融機関の現状の経営体力を勘案するとリスク負担は過小ではないかとの見方も成り立ち得る環境にある。金融機関には、引き続き適切な金融仲介機能の一

18 一般社団法人全国地方銀行協会「平成26年度の規制改革要望」http://www.chiginkyo.or.jp/app/entry_file/news20141017.pdf

19 清水(2013b)

20 全銀協の統計によると、2014年12月の全国銀行の貸出金残高は前年同期末比で40か月連続で増加となっている。また、日銀短観の「金融機関の貸出態度判断DI」は金融危機前の水準を回復しており、規模（大企業・中堅企業・中小企業）を問わず、金融環境は改善している。

層の発揮が期待されている。

このような金融機関の適切な金融仲介機能の発揮を後押しするために、新モニタリング方針の考え方や施策等は、金融行政における実際の現場での監督・検査を通じて全金融機関に速やかに周知徹底され、現実の金融機関の融資行動に反映される必要がある。但し、その一方で、新モニタリング方針は事務年度毎の方針であり、今後、必要に応じて随時見直すことがあり得るとされている。これまで20年以上もの間、不良債権処理・金融危機対応の金融監督・検査を受けてきた金融機関にとっては、とりわけそのような監督・検査環境の中で育ってきた職員が大半を占める現在、急激な方針転換への戸惑いや今後の動向への不安が伴う可能性もある。すなわち、監督当局には、金融機関側の不安や懸念を払拭するために、今後とも金融機関との密なるコミュニケーションを図り、将来の監督・検査の方向性を示すことで予見可能性を高め、金融機関が、成長戦略の実現・実行に向け、より一層の役割発揮を果たすための現実の動きを実現しやすい環境づくりが望まれる。監督当局には、デフレ脱却後の新たな日本の成長ステージに向けて、金融機関が日本の成長戦略を促進する役割を果たしやすくするような金融行政の推進を期待したい。

新モニタリング方針が金融危機対応から成長戦略に軸足を移す以上、金融機関にはそれに対応した体制構築が求められることになる。これまでも金融機関は、金融環境の変化に応じて組織の見直しや権限の移譲といった体制の見直しを行ってきたが、行政の方針転換に応え、十分なリスク管理を行いつつ顧客の成長性を評価し支援するために、例えば、顧客との最前線である支店や担当者に蓄積されている情報を活用するための取組み等²¹、不断の自己改革を行い、リスクを取りつつリターンの向上を図ることが引き続き求められている。

以 上

参考文献

清水啓典（2013a）、「中小企業金融の現状と政策金融の課題」、『商工金融』第63巻第6号、5-18。

21 例えば、金融機関は中小企業経営力強化支援法にもとづく認定経営革新等支援機関として、中小企業等の事業計画の策定支援や、創業支援や事業承継、M&A、販路開拓、海外展開といった中小企業等が抱える経営課題に対する支援などの取組みが期待され、その期待に応える体制整備等を行っている事例がある。また、全国銀行協会では、会員行の事業承継等の支援に関する業務を支援することを目的とした取組みとして、2014年11月に、①事業承継支援、②創業支援、③経営改善支援等に当たっての外部専門家との連携を対象とした、「中小企業等の事業承継等支援に関する取組み事例集」の取り纏め、公表を行っている。

清水啓典（2013b）、「成長企業 融資しやすく」、『信金中金月報』第12巻第10号、2-3。

小島俊郎（2013）、「我が国の本格的なりバース・モーゲージの普及に向けて」、『財界観測』第76巻第2号、36-67。